

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認石川地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	2 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年6月から同年9月までの期間、46年1月から同年3月までの期間、48年4月から同年6月までの期間、48年11月から49年5月までの期間及び51年7月から52年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年6月から同年9月まで  
② 昭和46年1月から同年3月まで  
③ 昭和48年4月から同年6月まで  
④ 昭和48年11月から49年5月まで  
⑤ 昭和50年2月から52年3月まで

申立期間①、②及び③は、私は働きながら国民年金保険料を区役所などで納付していた。また、申立期間④は、転居し結婚したところで、夫の保険料と一緒に納付していた。さらに、申立期間⑤は私が住居の近くにあった出張所で納付していた。申立期間について、私の国民年金保険料が未納であることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になってすぐに国民年金への加入手続を行い、社会保険事務所（当時）の台帳等により、住所変更の手続もほぼ遅滞なく行っており、行政は申立人の住所を把握していたと確認できる。

申立期間①及び②について、申立人は住み込みで働きながら国民年金保険料を納付していたと述べており、申立人の加入手続を行ったとする同居の雇用主夫婦の保険料も当該期間は現年度納付されていることが確認できる上、申立期間①、②及び③共に1年未満と短期間であり、それぞれの期間前後は、納付済みであるなど、申立期間①、②及び③の保険料のみを納付出来なかった経済的な理由や周辺事情も見当たらず、当該期間に申立人の保険料が納付されたとしても不自然ではない。

申立期間④についても、婚姻後の住所変更を特殊台帳で確認出来ることから、社会保険事務所が申立人の過年度保険料とその夫の過年度保険料の納付書を同時に発行したと推認できるとともに、申立期間④前後の保険料も納付してい

ること、及び申立人は、自身の保険料のほかにその夫の過年度保険料も納付した記憶があることから、その夫の保険料と一緒に申立人自身の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

申立期間⑤について、昭和52年8月ごろ昭和52年度分の夫婦の保険料がその夫の実家のある町役場で納付されたことをうかがわせる特殊台帳の記録があり、その時期に厚生年金保険被保険者資格を喪失した50年\*月\*日に遡って国民年金への再加入手続を行ったと推測される。したがって、申立人は50年\*月に厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行っていなかったことがうかがえ、厚生年金保険被保険者資格を喪失後、52年度の現年度保険料から納付を再開したと考えられる。

しかしながら、昭和51年7月から52年3月までの申立人の夫の保険料が53年10月に過年度納付されており、52年\*月に国民年金に再加入手続後、一緒に納めていたとする申立人に対しても当時時効ではない同時期の過年度保険料の納付書を社会保険事務所が当然発行したと推認できることから、当該期間については、その夫の保険料のみが過年度納付された記録があることは不自然である。

一方、申立期間⑤のうち、昭和50年2月から51年6月までの期間については、当時住んでいた自治体の名簿には加入の履歴は無く、上記のとおり、国民年金への切替手続が適切に行われていなかったことをふまえると、当該期間については、特例納付によるほかは、時効により、納付できなかったものと思われ、また、特例納付された形跡及び周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年6月から同年9月までの期間、46年1月から同年3月までの期間、48年4月から同年6月までの期間、48年11月から49年5月までの期間及び51年7月から52年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 石川国民年金 事案352

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年3月から58年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年3月から58年2月まで  
昭和55年\*月に退職した後、父親に私名義の紙を見せられ、お金を渡しており、父親が町内会の集金を通じて国民年金保険料を納付していたはずなので、申立期間の保険料が未納となっていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、その父親に申立人名義の紙を見せられ、国民年金保険料を納付したとしているが、申立人には、その紙が国民年金保険料の納付書であったという明確な記憶は無く、その父親も既に他界しており、当時の状況は不明である。

さらに、オンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和61年6月ごろ払い出されている上、申立人の申立期間に係る被保険者資格は平成9年3月に資格記録を補正した際に生じたものであるほか、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。したがって、申立期間当時において、申立人は国民年金に未加入であり、国民年金保険料を納付することはできなかったと思われる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 石川国民年金 事案353

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から56年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から56年6月まで  
国民年金の加入手続や保険料納付は母親がした。申立期間が保険料納付済期間ではなく、免除期間となっていることや、昭和56年7月から58年6月までの期間を58年8月\*日にまとめて納付されたと記録されていることは納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立期間当時、申立人の母親は市役所で加入手続を行い保険料納付したとしているが、その時期や金額など具体的な記憶は無く、加入手続及び納付について当時の状況が不明であるほか、申立人の国民年金手帳記号番号は前後の任意加入被保険者から、昭和58年4月ごろに払い出されたものと推認でき、その際に54年4月に<sup>さかのぼ</sup>遡って資格取得されたものと考えられる。

さらに、その母親は、申立期間については、本来納付済期間であったと述べているが、その母親が所有している「国民年金証書」、及び、「国民年金保険料免除理由該当書」から、申立人は、昭和63年\*月に障害基礎年金の受給権者となったことにより、当時、未納であった54年4月から56年6月までの期間が法定免除になったことに不自然さは無い上、申立人には別の国民年金手帳記号番号の払出も見当たらず、申立期間に国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、特殊台帳には、昭和56年7月から58年3月の保険料は58年8月\*日に納付されたと記録されており、制度上2年の納付期限である過年度納付の記録に不自然さは見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。